

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 種付情報管理システムサービス使用契約約款

(平成 25 年 1 月 1 日 設定)

(約款の適用)

第 1 条 本約款は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）が提供する種付情報管理システムサービス（以下「本サービス」という。）の使用の諸事項を定めたものであり、第 2 条所定の契約者及びユーザーによる本サービスの使用に関する一切について適用されるものとする。

(契約者及びユーザー)

第 2 条 本サービスの使用契約者は、本財団が別に定める登録規程第 2 5 条第 1 項第 1 号の種付成績報告書を作成する団体及び個人（以下「契約者」という。）とする。

2 本サービスの送受信に関する担当者は、契約者が指定したユーザーとする。

(申込み手続き)

第 3 条 使用契約への申込み手続きは、別紙 1 によるものとする。

(本財団の承諾と契約の成立)

第 4 条 使用契約は、前条の方法による申込みに対し、別紙 2 の承諾の通知が契約者に到達した時に成立する。ただし、次のいずれかに該当する場合には、本財団は、申込者による本サービスの使用の申込みを承諾しないことがある。

- (1) 本サービスの使用の申込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合
- (2) 申込者が、既に本サービスの提供に関する使用契約が本財団から解約されている場合、又は本サービスの使用が申込みの時点で一時停止中である場合
- (3) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合

2 本財団は、上記の申込みを承諾しない理由については、開示しないものとする。

3 本財団が契約者の申込みを承諾するときは、ユーザーの認証番号（以下「ID」という。）及び仮パスワードを発行・通知するものとする。また、併せて別紙 1 に記載してあるユーザーの代表者のメールアドレスに本サービスの Web サイトのアドレスを電子メールで通知する。

(権利の譲渡等の禁止)

第 5 条 契約者は、本サービスの使用権を譲渡、貸与、レンタル、リース、再許諾し又は担保の用に供してはならない。

(契約者による解約の手続き)

第6条 契約者が本サービスの使用契約を解約する場合は、別紙3によりその旨を通知しなければならない。本財団は、通知を確認次第、本サービスの使用を停止するものとする。

(契約の解除等)

第7条 契約者又はユーザーが次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本財団は、事前の通知又は催告を要することなく、当該契約者との使用契約を解除し、又は、そのIDの使用を一時停止することができるものとする。

- (1) 使用契約申込みの際に虚偽の申告をした場合
- (2) ID又はパスワードを不正に使用した場合
- (3) ウイルス等に感染したファイルを故意に送信した場合
- (4) インターネット及びデータベースの悪用又は不正使用を行ったと認められる場合
- (5) その他本サービスの管理、運営を妨害した場合
- (6) 通信施設等の使用環境が不適當あるいは保守管理に問題があると認められる場合
- (7) 法令又は公序良俗に違反する行為を行った場合
- (8) 第三者に対し損害を与えた場合
- (9) 本約款又は使用契約の条項に違反した場合
- (10) 種付業務を終了した場合
- (11) 5年以上本サービスの利用がなかった場合

(本サービスの使用時間)

第8条 本サービスは、原則として毎日24時間使用可能とする。

2 上記の時間内であっても、本財団は、次のいずれかの場合には、契約者に事前に通
知することなく、一時的に本サービスを中断することがある。

- (1) 本サービスのシステム、機器、設備の保守、点検を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、本財団が、運用上或いは技術上の理由により、本サービスの一時的な中
断が必要であると判断した場合

(契約事項の変更手続き)

第9条 契約者が所在地、ユーザー等を変更する場合は、別紙4により変更の申込みを行
うものとする。本財団は、通知を確認次第、変更手続きを行うものとする。

(個人情報)

第10条 本財団は、法令及び本財団が別に定める個人情報保護方針に基づき、契約
者の個人情報（以下「個人情報」という。）を適正に取り扱うものとする。

2 本財団は、個人情報を以下の使用目的の範囲内で取り扱うことができるものとする。

- (1) IDの通知、要望、問い合わせに対する回答、新着情報及びサービス変更の通知等本サービスの提供の目的のために、電子メール、郵便又は電話する場合
 - (2) 本サービスのサービスレベル維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行なう場合
 - (3) 契約者又はユーザーに対し、個人情報の取扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便又は電話する場合
 - (4) その他契約者又はユーザーの同意を得た場合
- 3 本財団は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託先に委託することができるものとする。
- 4 本財団は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、本財団は、以下の各号により個人情報を開示、提供することがある。
- (1) 刑事訴訟法など、法令に基づき必要な範囲で開示、提供する場合。
 - (2) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると本財団が判断した場合。
 - (3) 新規サービスの開発等の業務の遂行のため、個人が識別・特定できないように加工したものを作成し、第三者に提供する場合。

(サービスの中止)

第11条 本財団は、3か月前までの予告期間を以て、契約者に対し通知したうえで、本サービスの提供を中止することがある。

(使用権の行使)

第12条 本サービスの使用契約に基づく使用権の行使は、契約者又はユーザーに限る。

- 2 使用契約に基づき発行されたID及びパスワードは、それを付与されたユーザーのみが使用できる。ユーザーは、ID及びパスワードを第三者に貸与したり、第三者と共有することはできない。

(ID及びパスワードの管理責任)

第13条 契約者又はユーザーは、本財団から付与されたID及びパスワードを自己の責任において秘匿、管理するものとし、一切の責任を負うものとする。

- 2 ユーザーのID及びパスワードが第三者に使用されたことによって、当該契約者又はユーザーが損害を蒙った場合、本財団は、当該契約者又はユーザーの故意過失の有無に関わらず、一切、責任を負わないものとする。

- 3 契約者又はユーザーは、ID及びパスワードを失念し、又は盗まれた場合等は、別紙5によりID及びパスワードの再発行を受けることができる。

(自己責任の原則、免責)

第14条 契約者は、本サービスの使用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、自己の

責任と費用をもって処理解決するものとし、本財団になんらの損害を与えないものとする。契約者が本サービスの使用に伴い第三者から損害を受けた場合においても同様とする。

2 本財団は、本サービスの提供ができなかったこと又は遅延したこと、本サービスにより提供した情報に誤りがあったこと、その他本サービスの使用により契約者又はユーザーに発生した損害については、責任を負わないものとする。

3 契約者又はユーザーが本約款又は使用契約の一つに違反して本財団に損害を与えた場合、当該契約者は本財団に対し、その損害の全てについて責任を負うものとする。

(目的外の利用禁止)

第15条 契約者又はユーザーは、種付業務における内部使用目的でのみ本サービスを通じて入手した一切の情報を使用することができるものとし、営利を目的とするか否かを問わず、内部使用目的の範囲を越えた複製、公衆送信（公衆送信化を含む。）、出版、頒布等の利用行為をすることはできない。

ただし、契約者が本財団との間で、本約款に定める使用契約とは別に、最終制作物についての使用許諾契約を締結した場合は、この限りではないものとする。

2 契約者は、前項に反する行為を第三者にさせることはできない。

(営業活動の禁止)

第16条 契約者及びユーザーは、種付業務以外に本サービスの使用により入手した情報を利用して、ダイレクトメールの送付その他の営業活動を行うことはできない。

(使用の範囲と制限)

第17条 契約者は、本サービスの使用契約が終了したときは、本サービスを通じて入手し印刷又は一時的に保管したデータの一切を消去しなければならない。

2 契約者又はユーザーは、汎用ブラウザに表示されたコンテンツ等をリバースエンジニアリング等により解析し、技術的保護手段の回避を行い取得した情報を利用することはできない。

3 契約者又はユーザーは、汎用ブラウザに表示されたコンテンツ、印刷物等に埋め込まれた情報を故意に除去し、又は改変し、或いは虚偽の情報を付加することはできない。

4 本財団は、契約者が本サービスの「年確定」作業を行うまで本財団のホームページ等に種付情報を公開できない。

(知的財産権の帰属)

第18条 本サービスに係るコンテンツ、情報、図表、写真、ソフトウェア等の知的財産権その他の権利は、本財団に帰属するものとする。

(使用契約約款の変更)

第19条 本財団は、必要に応じ、本約款を変更することがある。この場合には、契約者の使用条件その他の使用契約の内容については変更後の新約款を適用するものとする。

2 本財団は、前項の変更を行うときは、その30日前までに契約者に知らせるものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除条項)

第20条 財団及び契約者は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、現在及び将来において次の事項に該当することを保証する。

(1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）がいないこと。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称する。）が経営に関与していないこと。

(3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。

(4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給など便益を供与していないこと。

(5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

2 甲又は乙は、前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、相手方の指定する期間内に報告書を提出するしなければならない。

3. 甲又は乙は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

(1) 第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

(2) 前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

(協議)

第21条 本財団と契約者の間において、本約款に定めのない事項及び本約款に疑義が生じた場合は、その都度、双方誠実に協議し解決するものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第22条 本約款に関する準拠法は日本法とする。

2 本約款に関する一切の紛争の第一審の専属合意裁判所は東京地方裁判所とする。

附 則

本約款は、平成24年11月16日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則 (平成27年2月24日理事長達第7号)

本約款は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日改定)

本約款は、平成27年7月1日から施行する。